

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日)
（当たるの日は、
日曜日には、
休日がと日）

目次

◇規則 鳥取県聴聞等の手続に関する規則（人事課）

鳥取県行政手続法の施行に伴う関係規則の整備に関する規則（ク）

鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則（ク）

森林病害虫等防除法施行細則の一部を改正する規則（森林保全課）

鳥取県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則（水産課）

鳥取県教育委員会聴聞等の手続に関する規則（総務課）

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則（高等学校課）

聴聞及び弁明の機会の供与に関する規則を廃止する規則（警務課）

鳥取県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則（ク）

◇人委規則 職員団体の登録に関する規則（職員課）

公布された規則のあらまし

◇鳥取県聴聞等の手続に関する規則 一 趣旨等（第一条関係）

- この規則は、行政手続法の規定に基づき知事が行う聴聞及び弁明の機会の付与の手続について必要な事項を定めるものとすることとした。
- 聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則について、他の法令に特別の定めがある場合は、その定めるところによる」ととした。

二 聽聞等の期日の変更（第三条関係）

- 当事者若しくは口頭による弁明を行う者は又はこれらの者の代理人は、やむを得ない理由がある場合には、知事に対し、聴聞等の期日の変更を申し出ることができるとした。
- 1の申出は、聴聞等の期日の五日前までに、必要な事項を記載した書面を知事に提出して行うものとすることとした。
- 知事は、1の申出又は職権により、聴聞等の期日を変更することができるとした。

三 関係人の参加許可の手続（第四条関係）

- 関係人の参加許可の申請は、聴聞の期日の五日前までに、必要な事項を記載した書面を主宰者に提出して行うものとすることとした。
- 主宰者は、関係人の参加許可をしたときは、速やかに、その旨を申請者に通知するものとすることとした。

四 資料の閲覧の手続（第五条関係）

- 資料の閲覧の請求は、必要な事項を記載した書面を知事に提出して行うものとすることとした。ただし、聴聞の期日における審理の進行に応じて必要とされる資料の閲覧は、口頭による請求で足りるものとすることとした。
- 知事は、資料の閲覧をさせることを決定したときは、その場で閲覧をさせ

る場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を申請者に通知するものとすることとした。この場合において、知事は、聴聞の期日における審理に係る当事者等の意見陳述の準備を妨げることがないよう配慮するものとすることとした。

3 知事は、聴聞の期日における審理の進行に応じて必要とされる資料の閲覧の請求があった場合において、聴聞の期日における審理において資料の閲覧をさせることができないときは、当該聴聞の期日において資料の閲覧の日時及び場所を申請者に告知するものとすることとした。この場合において、主宰者は、当該閲覧の日以後の日を新たな聴聞の期日として定めるものとすることとした。

五 主宰者の指名の手続（第六条関係）

1 主宰者の指名は、聴聞の通知の時までに行うものとすることとした。

2 主宰者が除斥事由に該当するに至ったときは、知事は、速やかに、新たな主宰者を指名するものとすることとした。

六 補佐人の出頭許可の手続（第七条関係）

1 補佐人の出頭許可の申請は、聴聞の期日の五日前までに、必要な事項を記載した書面を主宰者に提出して行うものとすることとした。ただし、聴聞の続行期日に出頭する補佐人であって既に受けた許可に係る事項につき補佐する場合には、補佐人の出頭許可の手続をとる必要はないこととした。

2 主宰者は、補佐人の出頭を許可したときは、速やかに、その旨を申請者に通知するものとすることとした。

3 補佐人の陳述は、当事者又は参加人が直ちに取り消さないときは、自ら陳述したものとみなすこととした。

七 聽聞等の期日における陳述の制限及び秩序維持（第八条関係）

1 主宰者又は知事は、聴聞等の期日に出頭した者がその者に係る事案の範囲を超えて陳述するとき、その他議事を整理するためにやむを得ないと認めるときは、その者に対し、その陳述を制限することができることとした。

2 主宰者は、1の場合のほか、聴聞等の期日における審理の秩序を維持するため、聴聞等の期日における審理を妨害し、又はその秩序を乱す者に対し退場を命ずる等必要な措置をとることができるとした。

八 聽聞の期日における審理の公開（第九条関係）

知事は、聴聞の期日における審理の公開を相当と認めるときは、聴聞の期日及び場所を告示するものとすることとした。この場合においては、知事は、速やかに、その旨を当事者及び参加人に通知するものとすることとした。

九 陳述書等の提出の方法（第十条関係）

陳述書及び証拠書類等の提出は、必要な事項を記載した書面を主宰者に提出して行うものとすることとした。

十 聽聞調書及び聴聞報告書の記載事項（第十二条関係）

1 主宰者は、聴聞調書に、聴聞の件名その他の必要な事項を記載し、記名押印するものとすることとした。

2 主宰者は、書面、図画、写真その他主宰者が適当と認めるものを聴聞調書の一部として添付することができるものとすることとした。

3 主宰者は、聴聞報告書に不利益処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人の主張その他の必要な事項を記載し、記名押印するものとすることとした。

十一 聽聞調書及び聴聞報告書の閲覧の手続（第十三条関係）

1 聽聞調書及び聴聞報告書の閲覧の請求は、必要な事項を記載した書面を、主宰者又は知事に提出して行うものとすることとした。

2 主宰者又は知事は、聴聞調書又は聴聞報告書を閲覧させることを決定したときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を申請者に通知するものとすることとした。

十二 雜則（第十四条関係）

この規則に定めるもののほか、聴聞及び弁明の機会の付与の手続について必要な事項は、知事が別に定めることとした。

十三 その他

その他所要の規定を設けることとした。

十四 施行期日

この規則は、平成6年十月一日から施行することとした。

◇鳥取県行政手続法の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

一 次の規則について、行政手続法の施行に伴う所要の規定の整備を行うこととした。

1 肥料取締法施行細則

2 建築士法施行細則

3 生活保護法施行細則

4 鳥取県収入証紙規則

5 鳥取県温泉法施行細則

6 鳥取県母子及び寡婦福祉法施行細則

二 この規則は、平成6年十月一日から施行することとした。

◇鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則

則

一 鳥取県本庁事務決裁規則の一部改正（第一条関係）

1 行政手続法の施行に伴う改正

部長共通専決事項とすることとした。

(1) 審査基準の設定

(2) 標準処理期間の設定

(3) 処分基準の設定

(4) 聴聞の実施

(二) 行政手続法に規定する知事の権限に属する事務のうち次に掲げるものを

課長共通専決事項とすることとした。

- (1) 申請者以外の者からの意見の聴取
(2) 弁明の機会の付与

(三) 行政手続法の施行に併せて行われる関係法律の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 国民健康保健法の一部改正に伴う改正

国民健康保険医、療養取扱機関等の制度が廃止されることに伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

3 その他

(一) 次の権限（現行 総務補佐の専決事項）を総括補佐の専決事項とすることとした。

- (1) 一件五十万円未満の歳入金の事後調定
(2) 一件二百万円未満の支出命令

(二) その他所要の規定の整備を行うこととした。

二 鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部改正（第二条関係）

1 行政手続法の施行に併せて行われる関係法律の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

三 施行期日

この規則は、平成6年十月一日から施行することとした。

◇森林病害虫等防除法施行細則の一部を改正する規則

一 森林病害虫等の駆除等の命令に対して不服の申出を受けた際の意見の聴取については、行政手続法及び鳥取県聴聞等の手続に関する規則の規定を準用することとした。（第三条関係）

二 駆除措置実施の届出等に不正の記載をした者に対する過料の額を五万円（現行二千円）に引き上げることとした。（新第六条関係）

三 その他所要の規定の整備をすることとした。

四 この規則は、平成六年十月一日から施行することとした。

◇鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則

一 漁業の許可等の取消し等に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならぬこととした。(第二十八条、第五十一条関係)

二 漁業の許可等の内容の変更等を行おうとするときは、聴聞を行わなければならぬこととした。(第三十条、第五十二条関係)

三 許可証の書換え交付等の申請等を行わなかつた者に対する過料の額を五万円

(現行一千円)に引き上げることとした。(第六十四条関係)

四 その他所要の規定の整備を行うこととした。

五 1 この規則は、行政手続法の施行の日から施行することとした。ただし、三

は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行することとした。

2 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則

一 採捕の許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならぬこととした。(第十九条関係)

二 採捕の許可の内容の変更等を行おうとするときは、聴聞を行わなければならぬこととした。(第二十条関係)

三 許可証の書換え交付等の申請等を行わなかつた者に対する過料の額を五万円

(現行二千円)に引き上げることとした。(第四十四条関係)

四 その他所要の規定の整備を行うこととした。

五 1 この規則は、行政手続法の施行の日から施行することとした。ただし、三

は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行することとした。

2 所要の経過措置を講ずることとした。

規 則

鳥取県聴聞等の手続に関する規則をここに公布する。

平成六年九月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十四号

鳥取県聴聞等の手続に関する規則

(趣旨等)

第一条 この規則は、行政手続法(平成五年法律第八十八号。以下「法」という。)の規定に基づき知事が行う聴聞及び弁明の機会の付与の手続について必要な事項を定めるものとする。

2 聽聞及び弁明の機会の付与の手続に関するこの規則に規定する事項について、他の法令に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

(定義)

第一条 この規則において、「法令」又は「不利益処分」とは、それぞれ法第二条に規定する法令又は不利益処分をいう。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 証拠書類等 法第十五条第一項第一号に規定する証拠書類又は証拠物をいう。

二 当事者 法第十五条第一項の通知を受けた者(同条第三項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。)をいう。

三 主宰者 法第十九条の規定により聴聞を主宰する者をいう。

- 四 関係者 当事者以外の者であつて当該不利益処分の根拠となる法令に照らし当該不利益処分につき利害関係を有するものと認められる者をいう。
- 五 参加人 法第十七条第一項の規定により当該聴聞に関する手続に参加する者をいふ。
- 六 当事者等 当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人をいう。
- (聴聞等の期日の変更)
- 第三条 当事者若しくは法第三十条の通知を受けた者（口頭による弁明の機会の付与を行うこととされた者に限る。第四項において同じ。）又はこれらの者の代理人は、やむを得ない理由がある場合には、知事に対し、聴聞の期日又は口頭による弁明の期日（以下この条及び第八条において「聴聞等の期日」という。）の変更を申し出ることができる。
- 2 前項の規定による申出は、聴聞等の期日の五日前までに、次の各号に掲げる事項を記載した書面を知事に提出して行うものとする。
- 一 当当事者の氏名及び住所又は名称及び所在地
 - 二 聽聞等の期日の変更の理由
 - 三 知事は、第一項の規定による申出又は職権により、聴聞等の期日を変更することができる。
 - 4 知事は、前項の規定により聴聞等の期日を変更したときは、速やかに、その旨を申請者（申請者が代理人である場合にあつては、当事者又は法第三十条の通知を受けた者及びこれらの者の代理人）及び参加人（変更前に法第十七条第一項の求めを受諾し、又は許可を受けている者に限る。）に通知するものとする。
- (関係人の参加許可の手続)
- 第四条 法第十七条第一項に規定する許可の申請は、聴聞の期日の五日前までに、次の各号に掲げる事項を記載した書面を主宰者に提出して行うものとする。
- 一 申請者の氏名及び住所又は名称及び所在地
 - 二 聽聞の件名

- 三 不利益処分の根拠となる法令に照らし当該不利益処分につき利害関係を有することを明らかにする事項
- 2 主宰者は、法第十七条第一項に規定する許可をしたときは、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。
- (資料の閲覧の手続)
- 第五条 法第十八条第一項前段に規定する資料の閲覧の請求は、次の各号に掲げる事項を記載した書面を知事に提出して行うものとする。ただし、同条第二項の規定による資料の閲覧は、口頭による請求で足りるものとする。
- 一 申請者の氏名及び住所又は名称及び所在地
 - 二 聆聞の件名
 - 三 閲覧しようとする資料の目録
- 2 知事は、資料の閲覧をさせることを決定したときは、その場で閲覧をさせる場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を申請者に通知するものとする。この場合において、知事は、聴聞の期日における審理に係る当事者等の意見陳述の準備を妨げることがないよう配慮するものとする。
- 3 知事は、法第十八条第二項に規定する資料の閲覧の請求があつた場合において、聴聞の期日における審理において資料の閲覧をさせることができないとき（法第十八条第一項後段の規定による拒否の場合を除く。）は、当該聴聞の期日において資料の閲覧の日時及び場所を申請者に告知するものとする。この場合において、主宰者は、法第二十二条第一項の規定に基づき、当該閲覧の日以降の日を新たな聴聞の期日として定めるものとする。
- (主宰者の指名の手続)
- 第六条 法第十九条第一項の規定による主宰者の指名は、法第十五条第一項に規定する聴聞の通知の時までに行うものとする。
- 2 主宰者が法第十九条第二項各号のいずれかに該当するに至つたときは、知事は、速やかに、新たな主宰者を指名するものとする。
- (補佐人の出頭許可の手続)

第七条 法第二十条第三項に規定する許可の申請は、聴聞の期日の五日前までに、次の各号に掲げる事項を記載した書面を主宰者に提出して行うものとする。ただし、法第二十二条第一項本文（法第二十五条後段において準用する場合を含む。）の規定により通知された聴聞の期日に出頭する補佐人であつて既に受けた許可に係る事項については補佐する場合には、この限りでない。

一 申請者の氏名及び住所

二 聽聞の件名

三 補佐人の氏名及び住所

四 補佐人と当事者又は参加人との関係

五 補佐する事項

- 2 主宰者は、補佐人の出頭を許可したときは、速やかに、その旨を申請者に通知する
- 3 補佐人の陳述は、当事者又は参加人が直ちに取り消さないとときは、自ら陳述したものとする。

（聴聞等の期日における陳述の制限及び秩序維持）

- 第八条 主宰者（弁明の機会の付与の場合にあっては、知事。次項において同じ。）は、聴聞等の期日に出頭した者がその者に係る事案の範囲を超えて陳述するとき、その他

議事を整理するためにやむを得ないと認めるときは、その者に対し、その陳述を制限することができる。

- 2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、聴聞等の期日における審理の秩序を維持するため、聴聞等の期日における審理の秩序を妨害し、又はその秩序を乱す者に対し退場を命ずる等必要な措置をとることができる。

（聴聞の期日における審理の公開）

- 第九条 知事は、法第二十条第六項の規定により聴聞の期日における審理の公開を相当と認めるときは、聴聞の期日及び場所を告示するものとする。この場合においては、知事は、速やかに、その旨を当事者及び参加人（聴聞の期日における審理の公開を相

当と認めた時までに法第十七条第一項の規定による求めに応じ、又は同項の規定によ

る許可を受けている者に限る。）に通知するものとする。

（陳述書等の提出の方法）

第十条 法第二十一条第一項の規定による陳述書及び証拠書類等の提出は、次の各号に掲げる事項を記載した書面を主宰者に提出して行うものとする。

- 一 提出者の氏名及び住所又は名称及び所在地

二 聽聞の件名

三 聽聞に係る不利益処分の原因となる事実その他の当該事案の内容についての意見

（聴聞調査書及び聴聞報告書の記載事項）

第十一條 主宰者は、法第二十四条第一項に規定する調査書（以下「聴聞調査書」という。）に、次の各号に掲げる事項を記載し、記名押印するものとする。

- 一 聽聞の件名

二 聽聞の期日及び場所

三 主宰者の氏名及び職名

四 聽聞の期日に出頭した当事者及び参加人、これらの者の代理人及び補佐人並びに県の職員の氏名

五 聽聞の期日に出頭しなかつた当事者及び参加人並びにこれらの者の代理人及び補佐人の氏名及び出頭しなかつた理由

六 当事者及び参加人、これらの者の代理人及び補佐人並びに県の職員の陳述（法第二十一条の規定に基づき提出された陳述書における意見の陳述を含む。）の要旨

七 証拠書類等の目録

八 その他参考となるべき事項

- 2 主宰者は、書面、図画、写真その他主宰者が適當と認めるものを聴聞調査書の一部として添付することができる。

3 主宰者は、法第二十四条第三項に規定する報告書（以下「聴聞報告書」という。）に、次の各号に掲げる事項を記載し、記名押印するものとする。

- 一 不利益処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人の主張

二 前号の主張についての意見及びその理由

(聴聞調書及び聴聞報告書の閲覧の手続)

第十二条 聽聞調書及び聴聞報告書の閲覧の請求は、次の各号に掲げる事項を記載した書面を、聴聞の終結前にあつては主宰者に、聴聞の終結後にあつては知事に提出して行うものとする。

一 申請者の氏名及び住所又は名称及び所在地

二 閲覧の請求に係る聴聞調書又は聴聞報告書の件名

2 主宰者又は知事は、聴聞調書又は聴聞報告書を閲覧させることを決定したときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を申請者に通知するものとする。

(雑則)

第十三条 この規則に定めるもののほか、聴聞及び弁明の機会の付与の手続について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成六年十月一日から施行する。

鳥取県行政手続法の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成六年九月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十五号

鳥取県行政手続法の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(肥料取締法施行細則の一部改正)
第一条 肥料取締法施行細則(昭和二十五年九月鳥取県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

第八条から第十六条までを次のように改める。

第八条から第十六条まで 削除

様式第三号及び様式第四号を削る。

(建築士法施行細則の一部改正)

第二条 建築士法施行細則(昭和二十五年十一月鳥取県規則第八十五号)の一部を次のように改正する。

第十九条から第二十四条までを削る。

(生活保護法施行細則の一部改正)

第三条 生活保護法施行細則(昭和二十八年十月鳥取県規則第七十号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第二十六条第一項」を「第二十六条」に、「但し」を「ただし」に改める。

(鳥取県収入証紙規則の一部改正)

第四条 鳥取県収入証紙規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号⁽⁵³⁾中「第十六条の二」を「第十六条の三」に改める。
(鳥取県温泉法施行細則の一部改正)

第五条 鳥取県温泉法施行細則(昭和六十二年三月鳥取県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第十六条を削り、第十七条を第十六条とする。
(鳥取県母子及び寡婦福祉法施行細則の一部改正)

第六条 鳥取県母子及び寡婦福祉法施行細則(平成三年三月鳥取県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第十五条の三及び第十九条の三第二項」を「第十五条及び第十九条の三第三項」に改める。

第三条中「第十五条の四(法第十九条の三第三項)」を「第十五条の二(法第十九条の三第四項)」に改める。

様式第一号中「第15条の3(第19条の3第2項)」又「第15条(第19条の3第3項)」に改める。

様式第一号中「第15条の4(第19条の3第3項において準用する同法第15条の4)」を「第15条の2(第19条の3第4項において準用する同法第15条の2)」に改める。

附 則

1)の規則は、平成六年十月一日から施行する。

鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則を以て公布する。

平成六年九月三十日

鳥取県知事 西 尾 四 次

鳥取県規則第五十六号

鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則

則

(鳥取県本庁事務決裁規則の一部改正)

第一条 鳥取県本庁事務決裁規則(昭和四十二年十一月鳥取県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「第十五条规定」を「第十五条第二項」に、「以下「総務補佐」」

を「同条第三項の規定により課長補佐を一名以上置く場合にあつては、当該課の事務を総括する課長補佐。以下「総括補佐」」に改める。

第六条第一項の表中「総務補佐」を「総括補佐」に改める。

別表第二部長共通専決事項の欄第一十五号を次のように改める。

二十五 行政手続法(平成五年法律第八十八号)に規定する知事の権限に属する事

務のうち次に掲げるもの

(一) 第五条第一項の規定による審査基準の設定

(二) 第六条の規定による標準処理期間の設定

(三) 第十一一条第一項の規定による処分基準の設定

(四) 第十三三条第一項第一号の規定による聴聞の実施

別表第二課長共通専決事項の欄第十一号を次のように改める。

十一 行政手続法に規定する知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第十条の規定による申請者以外の者からの意見の聴取

(二) 第十三三条第一項第一号の規定による弁明の機会の付与

別表第三総務課の項部長専決事項の欄第三号(五)中「第六十一条」を「第六十二条第一項」に改める。

別表第三市町村振興課の項部長専決事項の欄第三号(三)を削る。

別表第三国際課の項課長専決事項の欄第一号(八)中「第十九条第四項及び第五項」を「第十九条第五項及び第六項」に改める。

別表第三障害福祉課の項部長専決事項の欄第三号(一)中「第三十四条の五第一項」を「第三十四条の五」に改める。

別表第三長寿社会課の項課長専決事項の欄第四号(四)を削り、(五)を(四)とする。

別表第三児童家庭課の項部長専決事項の欄第三号(六)中「第四十六条の十三又は第四十六条の十四」を「から第四十六条の十五まで」に、「受ける」を「受けた」に、「供与」を「付与」に改める。

別表第三医療事課の項部長専決事項の欄第三号(五)中「第十九条の二第三項」を「第十九条の三第四項」に改め、同項課長専決事項の欄第三号(二)中「第十九条の二第三項」を「第十九条の三第四項」に改める。

別表第三医療事課の項部長専決事項の欄第一号(五)中「受けた」に、「供与」を「付与」に改め、同欄第一号及び第二号を次のように改める。

一一 医師法(昭和二十二年法律第一百一号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第七条第五項の規定による医師の免許の取消しの処分に係る者に対する意見の聴取

(二) 第七条第十一項の規定による医業の停止の命令に係る者に対する弁明の聴取
三 歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第七条第五項の規定による歯科医師の免許の取消しの処分に係る者に対する意見の聴取

(二) 第七条第十一項の規定による歯科医業の停止の命令に係る者に対する弁明の

別表第三医務薬事課の項部長専決事項の欄第七号中(四)を削り、同欄第十三号(二)中

「第四十六条の十七の八第一項」を「第四十六条の十七の八」に改め、同欄第十四号

中(二)を削り、(三)を(一)とし、(四)を(三)とし、(五)を削り、同欄第十八号中(四)を削り、同欄中

第十九号を削り、同項課長専決事項の欄第一号(二)中「受ける」を「受けた」に、「供

与」を「付与」に改め、同欄第九号を次のように改める。

九 老人保健法第四十六条の十七の四の規定による指定老人訪問看護事業者等の指

導

別表第三医務薬事課の項部長専決事項の欄第十二号中(三)を削り、同欄十八号(二)中「及び第三項」を削り、「及びその業務の停止の命令並びにその処分を受ける者に対する弁明等の機会の供与」を「又はその業務の停止の命令」に改める。

別表三健康対策課の項部長専決事項の欄第一号(二)中「及びその処分を受ける指定病院の設置者に対する弁明等の機会の供与」を削り、同欄第二号(四)中「及び第八項の規定による指定養育医療機関の指定の取消し及び弁明の機会の供与」を「の規定による指定養育医療機関の指定の取消し」に改め、同欄第四号中「及びその処分を受ける者に対する弁明等の機会の供与」を削る。

別表第三保険課の項部長専決事項の欄第八号中(一)及び(二)を削り、同号(二)中「療養取扱機関」を「保険医療機関等」に改め、同号中(三)を(一)とし、同号(四)中「第四十六条第一項の規定による療養取扱機関」を「第四十六条において準用する健康保険法第四十三

条ノ十第一項の規定による保険医療機関等」に、「療養取扱機関」を「保険医療機関等」に改め、同号中(四)を(二)とし、同項課長専決事項の欄第十一号(四)中「行なう療養取扱機関」を「行なう保険医療機関等又は特定承認保険医療機関等」に改め、同欄中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号を第十三号とし、第十五号を第十四号とする。

別表第三生活衛生課の項部長専決事項の欄第十七号中(四)を削り、同欄第二十五号中「第十二条」を「第十三条第一項」に改め、同号中(六)から(八)までを次のように改める。

(六) 第五十二条の二の規定による組合の役員の解任の勧告

(七) 第五十二条の三の規定による組合の解散の命令

(八) 第五十六条の六第一項の規定による組合員以外の者に対する料金若しくは販売価格又は営業方法を改めることの勧告

別表第三生活衛生課の項部長専決事項の欄第二十五号に(九)として次のように加える。

(九) 第六十二条第一項の規定による意見の聴取

別表第三生活衛生課の項部長専決事項の欄第六号(四)中「第九十六条」を「第九十六条第一項」に改め、同欄第十二号(二)中「若しくはその施設の使用の制限若しくは禁止の命令又はその処分を受ける者へのその処分の原因と認められる違反行為の通知若しくは弁明等の機会の供与」を「又はその施設の使用の制限若しくは禁止の命令」に改め、同号(五)中「若しくは畜舎等の使用的制限若しくは禁止の命令又はその処分を受けた者へのその処分の原因と認められる違反行為の通知若しくは弁明等の機会の供与」を「又は畜舎等の使用的制限若しくは禁止の命令」に改め、同欄第二十二号中(二)を削り、同欄第二十四号中(四)を削り、同欄中第二十六号から第二十八号までを削り、同欄第二十九号中「第十二条」を「第十三条第一項」に改め、同欄中同号を第二十六号とする。

別表第三環境政策課の項部長専決事項の欄第三号(二)中「第十四条の六第一項」を「第十四条の六」に改め、同号(二)中「第十五条の三第一項」を「第十五条の二」に

改め、同号(二中)「第十九条の四第一項」を「第十九条の四」に改める。

別表第三消防防災課の項部長専決事項の欄第六号中(五)を削り、(六)を(五)とし、同欄第八号中(二)を削り、同欄第十号中(二)を削り、同欄第十二号中(九)を削り、同欄第十五号中

(六)を削る。

別表第三商工振興課の項部長専決事項の欄第一号中「」を削る。
別表第三二〇、三三三、三三四の項部長専決事項の欄第一号中「」を削る。

別表第三回ハ、公議院の政務長官及事務官の相第二号の二三〇、第三ノ条】を第一回十八条第一項】に改め、同号中四を削り、(五)を(四)とし、(六)を(五)とする。

別表第三職業安定課の項部長専決事項の欄第四号中「身体障害者雇用促進法」を
章名の「雇用の促進等に関する法律」に、「第六条」と「第五条第一項一二、〔財

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に「第一条」を「第五条第一項」に「第一項」

別表第二農政課の項部長専決事項の欄第四号^番中「第八十二条の一第一項」を「第
八十三条の二」に改める。

別表第三経営指導課の項部長専決事項の欄第六号(中)「若しくは農事組合法人」を

削り
一若しくは命令をしようとする理由の通知
弁明の機会の供与又は当該処分若しくは「又は」を「又は」に改め、同欄第十一号を次のように改める。

十二 肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十一条第二項の規定による普通肥料等の譲渡等の制限、禁止又は登録の取消し

別表第三畜産課の項部長専決事項の欄第十一号四中「薬局等の管理者の変更の命令

等の处分の理由の通知及び处分についての弁明等】を一処分等の相手方に付する弁明及び有利な証拠の提出——に改め、同項課長専決事項の欄第八号中〔三〕を削る。

別表第三森林保全課の項部長專決事項の欄第四号中(八)を削り、(九)を(八)とし、(一)を(九)

同欄第六号(五)及び(九)中「聴聞の実施」を「意見の聴取」に改める。

別表第二水道計の項目長等決算事項の欄第二号(中)第一項を第一項に改める。

別表第三管理課の項部長専決事項の欄第七号(六)中「第二十九条の二」を「第二十九条の二第一項」に改め、同号(二)中「第三十二条の規定による聽聞の実施又は」を「第二

三十二条第一項の規定による」に改め、同項課長専決事項の欄第二号中〔〕を削り、〔〕を〔〕とし、以下一ずつ繰り上げる。

別表第三道路課の項課長専決事項の欄第一号中〔〕を削る。

別表第三都市計画課の項部長専決事項の欄第一号中〔〕を削り、〔〕を〔〕とし、〔〕を〔〕とし、同欄第二号〔〕中「第一百二十五条第七項」を「第一百二十五条第六項」に改め、同欄第三号中〔五〕を削り、〔六〕を〔五〕とし、〔七〕を〔六〕とし、同項課長専決事項の欄第一号中〔〕を削り、〔五〕を〔六〕とし、〔六〕を〔五〕とし、同欄第二号中〔七〕及び〔八〕を削り、同欄第三号〔〕中「第十一条第四項」を「第十二条第三項」に改める。

別表第三下水道課の項課長専決事項の欄第一号中〔〕を削り、同欄第二号中〔〕を〔〕に改め、同欄第三号中〔五〕を削り、〔六〕を〔五〕とする。

別表第三港湾課の項部長専決事項の欄第一号中〔五〕を削り、〔六〕を〔五〕とし、以下一ずつ繰り上げる。

別表第三建築課の項部長専決事項の欄第十四号の二(四)中「第四十五条」を「第四十五条第一項」に改め、同号中〔五〕を削り、同項課長専決事項の欄第七号〔〕中「に対する聴聞の実施」を「からの意見の聴聞」に改め、同号中〔七〕を〔六〕とし、〔八〕から〔〕までを一ずつ繰り下げ、同号(六)中「第四十八条第九項」を「第四十八条第十三項」に、「に対する聴聞の実施」を「からの意見の聴取」に改め、同号中〔六〕を〔七〕とし、〔五〕の次に〔六〕として次のように加える。

(六) 第四十六条第一項の規定による壁面線の指定に係る利害関係を有する者からの意見の聴取

別表第三建築課の項部長専決事項の欄第十二号中〔五〕を削り、同項課長専決事項の欄第九号中〔〕を削り、〔三〕を〔二〕とし、以下一ずつ繰り上げ、同欄第十三号中〔〕を削り、〔三〕を〔二〕とし、〔四〕を〔三〕とする。

別表第四第一号中「総務補佐」を「総括補佐」に改める。

第一条 烏取県地方機関等事務決裁規則（昭和四十二年十一月烏取県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一「中部県税事務所長の項第一号(八)中「第十九条第四項及び第五項」を「第九条第五項及び第六項」に改める。

別表第二「西部県税事務所長の項第一号中「(昭和二十六年法律第二百六十七号)」を削り、同号(八)中「第十九条第四項及び第五項」を「第十九条第五項及び第六項」に改める。

別表第二「保健所の項第六号(二)中「受ける」を「受けた」に、「供与」を「付与」に改め、同項第三十二号(五)を削り、同項第三十五号(五)を削り、同項第六十四号(五)中「第九条の二第一項」を「第九条の二」に改め、同号(三)中「第十五条の三第一項」を「第十五条の三」に改める。

別表第二「地方農林振興局長の項第二十五号(二)中「聴聞の実施」を「意見の聴取」に改める。

別表第二「土木事務所長の項第二十二号(二)を削り、(四)を(三)とし、(五)を(四)とする。

附 則

この規則は、平成六年十月一日から施行する。

森林病害虫等防除法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年九月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十七号

森林病害虫等防除法施行細則の一部を改正する規則

森林病害虫等防除法施行細則(昭和二十五年六月鳥取県規則第三十九号)の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

(意見の聴取)

第三条 行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章第二節及び鳥取県聴聞等の手続に関する規則(平成六年九月鳥取県規則第五十四号)の規定は、法第五条第二項において準用する法第三条第五項の規定により意見の聴取を行う場合について準用する。この場合において、同節及び同規則中「聴聞」とあるのは「意見の聴取」と読み替えるものとする。

第四条から第六条までを削る。

第六条の二中「地方事務所長又は山林事務所長」を「地方農林振興局長」に改め、同条を第四条とする。

第七条中「第一条」を「第二条」に改め、同条を第五条とする。

第八条中「第一条」を「第二条」に、「二千円」を「五万円」に改め、同条を第六条とする。

別記様式中「昭和」を削る。

附 則

1 この規則は、平成六年十月一日から施行する。ただし、第八条の改正規定(「二千円」を「五万円」に改める部分に限る)は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年九月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十八号

鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則

鳥取県海面漁業調整規則（昭和四十年九月鳥取県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項中「鳥取海区漁業調整委員会の意見をきくとともに」を「、鳥取海区漁業調整委員会の意見を聴くとともに」に、「当該申請者又はその代理人が公開の聴聞において弁明し、かつ、有利な証拠を提出する機会を与えるものとする」を「公開による意見の聴取を行わなければならない」に改め、同条第三項中「きく」を「聴く」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第二項の次に次の二項を加える。

3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。

第二十八条第二項を次のように改める。

2 知事は、前項の規定による漁業の許可又は起業の認可の取消しをするときは、あらかじめ、鳥取海区漁業調整委員会の意見を聴くとともに、当該処分に係る聴聞の期日における審理を公開により行わなければならない。

第二十九条第三項中「第二十一条第二項」を「前条第二項」に、「取り消しを」を「取消しを」に改める。

第三十条第三項中「行なう」を「行う」に改め、同条第四項中「第二十一条第二項」を「第二十八条第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項の次に次の二項を加える。

4 知事は、第一項又は第二項の規定による漁業の許可若しくは起業の認可の内容の変更、制限若しくは条件の付加又は操業の停止を行おうとするときは、聴聞を行わなければならぬ。

第五十二条第一項中「行なわせる」を「行わせる」に改め、同条第二項中「こえない」を「超えない」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 知事は、第一項前段の規定による処分をしようとするときは、聴聞を行わなければならぬ。

第五十二条に次の二項を加える。

4 第一項前段の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

第五十三条第一項中「行なう者」を「行う者」に改め、同条第二項中「前条第三項」の下に「及び第四項」を加える。

第五十四条第一項中「行なう者」を「行う者」に改め、同条第二項中「こえない」を「超えない」に改め、同条第三項中「第五十二条第三項」の下に「及び第四項」を加える。

第六十四条中「一千円」を「五万円」に改める。

附 則

1 この規則は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、第六十四条の改正規定は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

鳥取県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年九月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十九号

鳥取県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則

鳥取県内水面漁業調整規則（昭和四十年九月鳥取県規則第四十七号）の一部を次のように改める。

第十八条第二項中「きく」を「聴く」に、「当該申請者又はその代理人が公開の聴聞において弁明し、かつ、有利な証拠を提出する機会を与えるものとする」を「公開による意見の聴取を行わなければならない」に改め、同条第三項中「きく」を「聴く」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第二項の次に次の二項を加える。

3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁

明し、かつ、証拠を提出することができる。

第十九条第一項を次のように改める。

2 知事は、前項の規定による採捕の許可の取消しをするときは、あらかじめ、鳥取県内水面漁場管理委員会の意見を聴くとともに、当該処分に係る聴聞の期日における審理を公開により行わなければならない。

第二十条第三項中「行なう」を「行う」に改め、同条第四項中「第十八条第二項」を

「第十九条第一項」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項の次に次の二項を加える。

4 知事は、第一項又は第二項の規定による採捕の許可の内容の変更、制限若しくは条件の付加又は採捕の停止を行おうとするときは、聴聞を行わなければならない。

第四十四条中「二千円」を「五万円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、第四十四条の改正規定は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。
- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

教育委員会規則

鳥取県教育委員会聴聞等の手続に関する規則をここに公布する。

平成六年九月三十日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

鳥取県教育委員会規則第八号

鳥取県教育委員会聴聞等の手続に関する規則

行政手続法（平成五年法律第八十八号）の規定に基づき教育委員会が行う聴聞及び弁明の機会の付与の手続については、鳥取県聴聞等の手続に関する規則（平成六年九月鳥取県規則第五十四号）で定める手続の例による。

附 則

この規則は、平成六年十月一日から施行する。

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年九月三十日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

鳥取県教育委員会規則第九号

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状に関する規則（昭和四十三年十月鳥取県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十五条から第二十条までを次のように改める。

第十五条から第二十条まで 削除

様式第十三号から様式第十八号までを次のように改める。

様式第13号から様式第18号まで 削除

附 則

この規則は、平成六年十月一日から施行する。

公安委員会規則

聴聞及び弁明の機会の供与に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成六年九月三十日

鳥取県公安委員会委員長 松 本

憲

鳥取県公安委員会規則第五号

聴聞及び弁明の機会の供与に関する規則を廃止する規則

聴聞及び弁明の機会の供与に関する規則（昭和五十八年三月鳥取県公安委員会規則第三号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成六年十月一日から施行する。

鳥取県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年九月三十日

鳥取県公安委員会委員長 松 本

憲

鳥取県公安委員会規則第六号

鳥取県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

（登録の効力停止）

第一条 この規則は、行政手続法（平成五年法律第八十八号。以下「法」という。）の規定及び職員団体の登録に関する条例（昭和四十一年八月鳥取県条例第二十四号）の規定に基づき、人事委員会が行う職員団体の登録について必要な事項を定めるものとする。

人事委員会規則

職員団体の登録に関する規則をここに公布する。

平成六年九月三十日

鳥取県人事委員会委員長 加 藤

威

鳥取県人事委員会規則第十二号

職員団体の登録に関する規則

（趣旨）

第二条 人事委員会は、職員団体の登録の効力停止に係る弁明の機会の付与又は聴聞の手続きを執った場合において、登録の効力停止を行うときは理由を付してその旨及び効

鳥取県公安委員会の事務の委任に関する規則（平成四年二月鳥取県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項ただし書中「を供与し、又は聴聞」を「の付与、聴聞又は意見の聴取」に改め、同項第三号中「供与及び聴聞」を「付与、聴聞及び意見の聴取」に改める。

附 則

この規則は、平成六年十月一日から施行する。

力停止の期間を、登録の効力停止を行わないときはその旨を、当該職員団体に書面で通知しなければならない。

(登録の取消し)

第三条 人事委員会は、職員団体の登録の取消しに係る聴聞を行うに当たっては、その期日の十五日前の日までに、法第十五条第一項の規定による通知をしなければならない。

い。

2 職員団体は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十三条第七項の規定により前項の聴聞の期日における審理の公開を請求するときは、当該期日の七日前までに人事委員会に対して書面で行わなければならない。

第四条 人事委員会は、前条第一項に規定する聴聞の手続を執った場合において、登録の取消しを行うときは理由を付してその旨を、登録の取消しを行わないときはその旨を、当該職員団体に書面で通知しなければならない。

2 前項の規定による通知を行う場合において、これを受けるべき者の所在が知れないときその他通知することができないときは、当該通知の内容を県公報に掲載するものとし、県公報に掲載された日から十四日を経過した日に当該通知があつたものとみなす。

(地方公共団体の長への通知)

第五条 人事委員会は、第二条又は前条第一項の規定による通知を行つたときは、その写しを当該地方公共団体の長に送付するものとする。

(聴聞の終結)

第六条 聽聞の係属中職員団体が人事委員会の適切な是正措置の求めに応じたときは、又は職員団体が解散しその聴聞を継続する必要がなくなったときは、人事委員会は聴聞を終結するものとする。

(その他の聴聞等の手続)

第七条 第二条から第五条まで及び前条に定めるもののほか、職員団体の登録の効力停止に係る弁明の機会の付与又は聴聞の手続及び登録の取消しに係る聴聞の手続については、鳥取県聴聞等の手続に関する規則（平成六年九月鳥取県規則第五十四号）（第

九条を除く。）で定める手続の例による。

(雑則)

第八条 この規則に定めるもののほか、職員団体の登録について必要な事項は、人事委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成六年十月一日から施行する。

(職員団体の登録の取消の口頭審理に関する規則の廃止)

2 職員団体の登録の取消の口頭審理に関する規則（昭和二十七年六月鳥取県人事委員会規則第五号）は、廃止する。